

令6 特別支援学校（8枚のうち1）

（解答はすべて、解答用紙に記入すること）

I 特別支援教育全般について、次の問いに答えなさい。

1 次の『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年）における特別支援教育に関する説明の抜粋を読んで、あとの問いに答えなさい。

特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた（①）な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを（②）し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び（③）を行うものである。また、特別支援教育は、（④）のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての（⑤）において実施されるものである。

また、障害者の権利に関する条約に基づく（⑥）システムの理念を構築し、特別支援教育を（⑦）させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が（⑧）共に教育を受けられる^(a)条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、^(b)通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、（⑨）のある^(c)多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

(1) 文中の（①）～（⑨）に入る適切な語句を、それぞれ書きなさい。

(2) 下線部(a)について、次のア～ウは、医療的ケアについて説明した文である。正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれ書きなさい。

ア 病院などの医療機関以外の場所（学校や自宅）で日常的に継続して行われる喀痰行為等の医行為が該当する。

イ 病気治療のための入院や通院で行われる際の医行為が該当する。

ウ 看護師は、医師の判断のもとで行うことができる。

(3) 下線部(b)は、特別支援学校学習指導要領解説（総則編（小学部・中学部））（平成30年告示）及び（自立活動編（小学部・中学部））（平成30年告示）において、次のように示されている。下線部ア～オについて、正しいものには○を、誤っているものには正しい語句を、それぞれ書きなさい。

- ・通級による指導は、小学校（中学校）の学級に在籍している障害のある児童（生徒）に対して、各教科等の^ア大部分の授業を^イ通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童（生徒）の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。
- ・通級による指導の対象となる者は、具体的には、言語障害者、自閉症者、^ウ知的障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。
- ・通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小学校（中学校）の教育課程に加え、又は、その^エ全部に替えることができる。
- ・通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を^オ参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

(4) 下線部(c)のうち、次のア～オは、「自宅・病院における訪問学級」について説明した文である。正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれ書きなさい。

ア 学校までの通学距離が遠く、かつ保護者等による送迎も困難であるという理由で、学校への通学が困難な児童生徒を対象とした教育の一形態である。

イ 対象は、義務教育段階における児童生徒とされている。

ウ 教育課程を編成するにあたっては、特別支援学校学習指導要領に規定されている重複障害者等に関する教育課程の取扱いの「訪問教育の場合の規定」を用いて適切に編成することが必要である。

エ 授業時間数は、特別支援学校学習指導要領に規定された時間数を超えない範囲で、適切に設定することが必要である。

オ 実態を的確に判断するためには、医療上の規制や生活上の規制等を考慮し、総合的に検討する必要がある。

令6 特別支援学校 (8枚のうち2)

(解答はすべて、解答用紙に記入すること)

2 次の(1)~(5)は、障害児者に関する施策について説明した文である。下線部が正しいものには○を、誤っているものには正しい語句を、それぞれ書きなさい。

- (1) 平成18年12月、UNESCO総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本は、翌年9月に署名し、平成26年1月に批准した。
- (2) 「障害者の権利に関する条約」の第24条では、教育について、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保するとともに、全員に必要なとされる合理的配慮が提供されることなどが示されている。
- (3) 平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、教育支援委員会等において検討を行い、最終的には市区町村教育委員会が決定することとしている。
- (4) 「障害者自立支援法」は、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的に、平成17年に施行され、平成28年に一部改正された。
- (5) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、障害者の職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的に制定されたもので、令和5年4月現在の民間企業における法定雇用率は2.5%である。

II 特別支援学校学習指導要領について、次の問いに答えなさい。

1 特別支援学校学習指導要領解説(総則編(小学部・中学部))(平成30年告示)「第2章 教育課程の編成及び実施」「第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割」から抜粋した次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

・学習指導要領は、法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の(①)であると同時に、その規定は(②)なものであることから、学校において編成される教育課程は、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を考慮し、(③)を加えて編成されるものである。

・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度(A)や、幅広い地域住民等の参画により(④)で児童生徒の成長を支え地域を(⑤)する地域学校共同活動等の推進により、学校と地域の連携・協働が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという(⑥)や(⑦)の共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

(1) 文中の(①)~(⑦)に入る語句を、次の<語群>ア~セからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。

<語群>

ア 校区全体 イ ねらい ウ 独自性 エ 普遍的 オ 基準 カ 目標 キ 地域全体
ク 創生 ケ 絶対的 コ 大綱的 サ ビジョン シ 創意工夫 ス 活性化 セ 理念

(2) 文中の(A)は、学校運営協議会制度をカタカナで表記したものである。(A)に入る適切な語句を書きなさい。

2 特別支援学校学習指導要領解説(総則編(高等部))(平成31年告示)「第1章 教育課程の編成及び実施」「第6節 生徒の調和的な発達の支援」から抜粋した次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、(①)・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、(②)を要しつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の(③)を考え主体的に進路を選択できるよう、学校の(④)を通じ、(⑤)かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

(1) 文中の(①)~(⑤)に入る語句を、それぞれ書きなさい。

(2) 次のア~エの文について、下線部が正しいものには○を、誤っているものには正しい語句を、それぞれ書きなさい。

ア 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

イ キャリア教育は、生徒の将来の生活や社会、進路などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、就業体験活動や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。

ウ 生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限に伸ばすことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。

エ キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから職場体験活動などの断定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。

令6 特別支援学校 (8枚のうち3)

(解答はすべて、解答用紙に記入すること)

3 次の表は、特別支援学校学習指導要領解説(各教科等編(小学部・中学部))(平成30年告示)「第4章 知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」に関して、各段階の構成を抜粋し、まとめたものである。表中の(①)～(⑦)に入る語句を、あとの<語群>ア～スからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入る。

表

小学部	1段階	小学部(①)を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として(②)の積み重ねを重視するとともに、他人との(③)や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容を示している。 この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、(②)したことを活用したり、(④)を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。
小学部	2段階	小学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の(⑤)の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。 この段階では、主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて(⑥)したり、(⑦)したりするなど工夫し、将来の(⑤)を見据えた力を身に付けられるようにしていくことをねらいとする内容を示している。

<語群>

ア 2段階	イ コミュニケーション	ウ 3段階	エ 家庭生活	オ 体験	カ 意思の疎通
キ 経験	ク 決定	ケ 処理	コ 順番	サ 選択	シ 順序
					ス 職業生活

4 次の(1)～(4)は、特別支援学校学習指導要領解説(自立活動編)(平成30年告示)「第7章 自立活動」について述べた文である。正しいものには○を、誤っているものには×を、それぞれ書きなさい。

- 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて規定された時数を設定するものとする。
- 重複障害者には、各教科、道徳科、外国語若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うものとする。
- 「心理的な安定」では、自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、他者のよさに気付く観点から内容を示している。
- 「身体の動き」の「日常生活に必要な基本動作に関すること」とは、食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味している。

Ⅲ 障害種別に関する、次の問いに答えなさい。

(視覚障害)

1 視覚障害の特性について述べた次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

視覚障害とは、(①)の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。学習では、動作の(②)、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを(③)に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりするのが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等がある。

学校教育法施行令第22条の3において、特別支援学校(視覚障害)の対象となる障害の程度は、両眼の視力がおおむね(④)未満のもの又は視力以外の(①)障害が高度のもののうち、(⑤)等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものでされている。

(1) 文中の(①)～(⑤)に入る適切な語句や数字を、次の<語群>ア～コからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。ただし、同じ記号には同じ語句や数字が入る。

<語群>

ア 視神経	イ 0.03	ウ 模倣	エ 拡大鏡	オ 即時的
カ 眼鏡	キ 反動	ク 0.3	ケ 直観的	コ 視機能

令6 特別支援学校 (8枚のうち4)

(解答はすべて、解答用紙に記入すること)

(2) 右の図1は、右眼を水平に切って上から見た眼球の水平断面図である。図中の (a) ~ (e) の名称を書きなさい。

(3) ものの見え方について説明した次の文中の **ア**、**イ** に入る適切な語句を、それぞれ書きなさい。ただし、(a) ~ (e) には、前問(2)と同じ語句が入る。

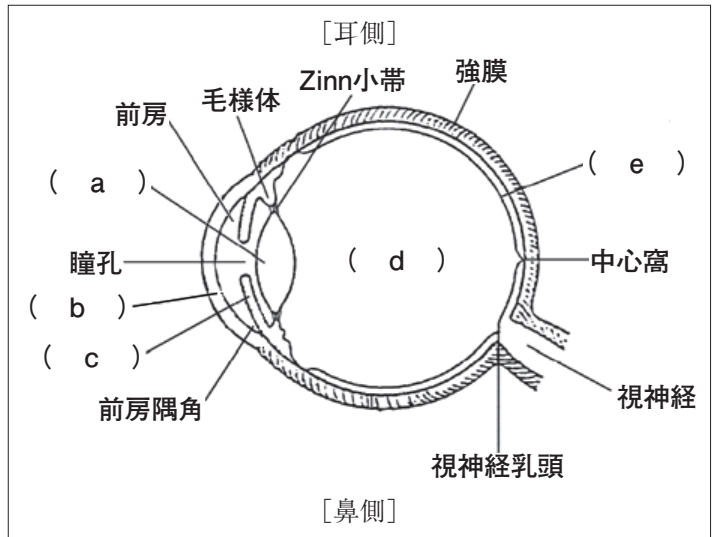
外界からの光(視覚情報)は、(b) → (a) → (d) の順に入り、(e) に像ができる。像が (e) より前方の (b) の側にでき、物がぼやけて見える状態を **ア** という。

一方、(b) の表面に凸凹が生じ、正常に像ができず、線が二重に見える状態を **イ** という。

(4) 視覚障害のある幼児児童生徒の実態把握に関する次の文ア~エについて、誤っているものをすべて選んで、その符号を書きなさい。

- ア** 盲児といわれている場合でも、光覚はある場合があり、まず光覚があるかどうかを把握することが必要である。
- イ** 玩具や日常生活道具の操作、食事、衣服の着脱などにおける手指による物の操作について、手指の運動機能の側面と空間的な調節の側面からの把握が必要である。
- ウ** 視力検査は、ランドルト環を用い、種々の大きさのランドルト環の切れ目が、一定の距離から切れ目として分離していると認められるか否かによって視力を測定する。
- エ** 1歳6か月児健康診査などの乳幼児健康診査の時点では、見えにくさなどは顕在化しづらく、3歳でほぼ大人の視力になり、6~7歳頃に視力は安定する。

図1



(聴覚障害)

2 聴覚障害全般について、次の問いに答えなさい。

(1) 次の文中の (①) ~ (④) に入る適切な語句を、それぞれ書きなさい。

学校教育法施行令第22条の3において、特別支援学校(聴覚障害)の対象となる障害の程度は、(①) の聴力レベルがおおむね (②) デシベル以上のもののうち、(③) 等の使用によっても通常の (④) を解することが不可能又は著しく困難な程度のものでされている。

(2) 右の図2は、Aさんの聴力レベルと、それに対応する音のおおよその大きさを図で表したものである。図2の名称を書きなさい。

(3) 図2からAさんの右耳の平均聴力レベルを四分法で算出さなさい。ただし、小数第1位まで求めること。

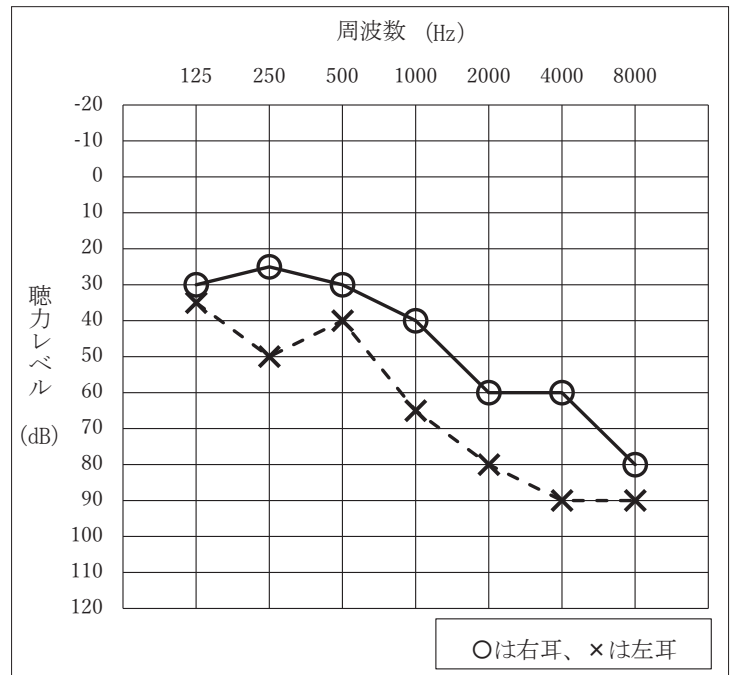
(4) Aさんの左耳は、高い周波数をどれくらいのおおきさから聞き取ることができるのか、次のア~エから1つ選んで、その符号を書きなさい。

- | | |
|----------------|----------------|
| ア ささやき声 | イ 普通の会話 |
| ウ 大声の会話 | エ 叫び声 |

(5) Aさんは聴力検査の結果、感音難聴と診断された。感音難聴の説明として正しいものを、次のア~エから1つ選んで、その符号を書きなさい。

- ア** 鼓膜・中耳に異常があり、語音の明瞭度が悪い。
- イ** 鼓膜・中耳に異常があり、語音の明瞭度が良い。
- ウ** 鼓膜・中耳に異常はなく、語音の明瞭度が悪い。
- エ** 鼓膜・中耳に異常はなく、語音の明瞭度が良い。

図2



令6 特別支援学校 (8枚のうち5)

(解答はすべて、解答用紙に記入すること)

(肢体不自由)

- 3 次の文章は、肢体不自由全般について述べたものである。文中の (①) ~ (⑤) に入る適切な語句を、あとの<語群>ア~セからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。

肢体不自由とは、(①) に関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの (②) が困難な状況をいう。運動障害の発症原因別に見ると、特別支援学校 (肢体不自由) において最も多いのは (③) で、次いで脊椎・脊髄疾患、筋原性疾患などがある。

脊椎・脊髄疾患として多いのは、妊娠初期に胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となることによる (④) である。下肢の運動まひや皮膚感覚の欠如、尿意欠損した排せつ困難が症状として見られる。

筋原性疾患として多く見られる疾患としては、筋ジストロフィーがある。筋肉が壊死と部分的な再生を繰り返すことにより萎縮を生ずる遺伝疾患の総称で、主症状は進行性の筋萎縮と筋力低下である。代表的な型は、男子だけに症状がでる (⑤) で、3歳前後より、主に腰や臀部の筋の筋力低下が現れる。

<語群>

ア ペルテス病	イ 神経芽腫	ウ デュシェンヌ型	エ 骨形成不全症
オ 身体の動き	カ 不慮の事故	キ 日常生活動作	ク 学習行動
ケ 福山型	コ 脳性疾患	サ 自立活動	シ アテトーゼ型
ス 脊柱側弯症	セ 二分脊椎症		

- IV 次の表は、特別支援学校小学部4年生のBさんについて担任が実態把握し、まとめたものである。あとの問いに答えなさい。

表<Bさんの実態把握>

主な障害と程度	知的障害 (日常的に使う言葉は、おおよそ理解できている。言葉での表出は困難である。)
学習・生活の様子	・身振りなどを使って要求を伝えるが、友だちには意味が伝わらないことが多い。 ・友だちに自分から関わることが少ないが、担任には自分から関わることができる。 ・集団での学習において順番を待つことが苦手で、不安定になる。 ・衣服の前後や靴の左右を間違えるなど、日常生活場面に一部支援が必要である。 ・食べ物に好き嫌いがあるが、健康状態は良好である。
保護者の願い	・毎日楽しく学校に通ってほしい。 ・地域の小学校の同学年の児童たちと一緒に、勉強や運動会などを経験させたい。

- 1 担任は、Bさんの「学習・生活の様子」を、自立活動の指導の区分に即して整理し分類した。次の(1)~(3)に該当するものを、表中の「学習・生活の様子」から20文字程度で抜き出し、解答欄に合うように書きなさい。ただし、1つのマスには1字が入る。

- (1) 心理的な安定
- (2) 人間関係の形成
- (3) コミュニケーション

- 2 担任は、「保護者の願い」のうち、下線部を受け、来月実施する「交流及び共同学習」に向けて、具体的な指導目標を設定し、その指導の手立てを考えた。次の文(1)~(3)について、文中の (①) ~ (③) に入る指導目標を、あとの<語群>ア~オからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。また、【 a 】~【 c 】に入る指導の手立てを、それぞれ簡潔に書きなさい。

- (1) 心理的な安定に関する指導目標として (①) を設定し、その指導の手立てとして【 a 】。
- (2) 人間関係の形成に関する指導目標として (②) を設定し、その指導の手立てとして【 b 】。
- (3) コミュニケーションに関する指導目標として (③) を設定し、その指導の手立てとして【 c 】。

<語群>

- | |
|-----------------------------|
| ア ものに興味・関心を持たせ、活動意欲を高める。 |
| イ 友だちを意識した協調的で自発的な関わりを促す。 |
| ウ 相手に自分の思いを伝えようとする意欲を育む。 |
| エ 落ち着いて自分の順番を守ることができるようにする。 |
| オ 前後・左右・上下などの身体感覚を養う。 |

令6 特別支援学校 (8枚のうち6)

(解答はすべて、解答用紙に記入すること)

3 下線部について、次の(1)~(4)は、担任が学年の教員向けに事前配布する文書に記載した文であり、文部科学省の「交流及び共同学習ガイド」(平成31年)からの抜粋である。文中の(①)~(④)に入る語句を、あとの<語群>ア~クからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。

- (1) 交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、(①)のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。
- (2) 交流及び共同学習の実施に当たっては、学校の教職員、子供たち、保護者など当該活動に関わる関係者が、取組の(②)やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進めることが大切である。
- (3) 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、(③)に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- (4) 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の(④)を評価し、今後の取組に生かす。

<語群>

ア 自立活動	イ 年間指導計画	ウ 背景	エ 意義	オ 回数	カ 教科等
キ 授業時間	ク 変容				

4 次の文章は、「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年)の「知的障害」に関する説明の抜粋である。文中の(①)~(⑩)に入る語句を、あとの<語群>ア~ツからそれぞれ1つ選んで、その符号を書きなさい。

- ・一般に、同年齢の子どもと比べて、「(①)や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との(②)の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての(③)能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、(④)的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。
- ・発達期以降の外傷性頭部損傷や(⑤)などに伴う知的機能の低下とは区別され、発達期における知的機能の障害として位置付けられる。このため、知的機能の障害の発現時期について把握しておく必要がある。
- ・精神的、神経発達の、医学的及び身体疾患の併発がしばしばみられる。その主なものとして(⑥)等を挙げることができる。運動障害を併存していることも少なくない。また、中途から合併してくる合併症として、(⑦)や精神疾患などが見られることがある。このため、併存症と合併症について把握しておく必要がある。
- ・学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が(⑧)的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となる。また、(⑨)的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、(⑩)的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

<語群>

ア 自閉症	イ かん黙	ウ 意見	エ 数	オ 断片	カ 機能
キ 環境	ク 抽象	ケ 限定	コ 発達障害	サ 認知	シ 老齢化
ス てんかん	セ 積極	ソ 学習	タ 適応	チ 具体	ツ 意思

令6 特別支援学校解答用紙 (8枚のうち7)

総計		

特別支援

I	1	(1)	①		②		③				
			④		⑤		⑥				
			⑦		⑧		⑨				
		(2)	ア		イ		ウ				
		(3)	ア		イ		ウ				
			エ		オ						
	(4)	ア		イ		ウ		エ		オ	
	2	(1)			(2)			(3)			
		(4)			(5)						

I		

II	1	(1)	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
		(2)	A												
	2	(1)	①		②		③								
			④		⑤										
		(2)	ア		イ		ウ								
			エ												
	3	(1)	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦
	4	(1)		(2)		(3)		(4)							

II		

令6 特別支援学校解答用紙 (8枚のうち8)

特別支援

Ⅲ	1	(1)	①		②		③		④		⑤				
		(2)	a				b				c				
			d				e								
	(3)	ア				イ				(4)					
	2	(1)	①				②				③			④	
		(2)				(3)	dB			(4)			(5)		
3	①		②		③		④		⑤						

Ⅲ

Ⅳ	1	(1)											10	20	
		(2)											10	20	
		(3)											10	20	
	2	(1)	①		a										
		(2)	②		b										
		(3)	③		c										
	3	(1)	①		(2)	②		(3)	③		(4)	④			
	4	①		②		③		④		⑤					
		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩					

Ⅳ

令6 特別支援学校模範解答 (8枚のうち7)

総計	200

特別支援

I	1	(1)	①	主体的			②	把握			③	必要な支援		
			④	発達障害			⑤	学校			⑥	インクルーシブ教育		
			⑦	進展			⑧	可能な限り			⑨	連続性		
		(2)	ア	○	イ	×	ウ	○						
	(3)	ア	○			イ	○			ウ	情緒障害			
		エ	一部			オ	○							
	(4)	ア	×	イ	×	ウ	○	エ	×	オ	○			
	2	(1)	国連			(2)	個人			(3)	○			
		(4)	発達障害者支援法			(5)	2.3							

I	46

II	1	(1)	①	オ	②	コ	③	シ	④	キ	⑤	ク	⑥	カ	⑦	サ
		(2)	A	コミュニティ・スクール												
	2	(1)	①	社会的			②	特別活動			③	在り方生き方				
			④	教育活動全体			⑤	組織的								
	(2)	ア	○			イ	職業			ウ	○					
		エ	固定的													
	3	(1)	ウ	②	キ	③	カ	④	コ	⑤	ス	⑥	サ	⑦	ケ	
	4	(1)	×	(2)	×	(3)	×	(4)	○							

II	50

令6 特別支援学校模範解答 (8枚のうち8)

Ⅲ	1	(1)	①	コ	②	ウ	③	オ	④	ク	⑤	エ	
		(2)	a	水晶体		b	角膜		c	虹彩			
			d	硝子体		e	網膜						
	(3)	ア	近視		イ	乱視		(4)	エ				
	2	(1)	①	両耳		②	60		③	補聴器		④	話声
		(2)	オーディオグラム (聴力図)			(3)	42.5	dB	(4)	エ	(5)	ウ	
3	①	オ	②	キ	③	コ	④	セ	⑤	ウ			

Ⅲ	61

Ⅳ	1	(1)	順番を待つことが苦手で、不安定になる										20
		(2)	友だちに自分から関わる機会が少ない										20
		(3)	友だちには意味が伝わらないことが多い										20
	2	(1)	①	エ	a	順番や待ち時間を示して、見通しを持たせる							
		(2)	②	イ	b	担任を介しながらも、徐々に友だちとの関わり場面を増やしていく							
		(3)	③	ウ	c	絵カードや写真などを使い、相手に意思を伝えるようにさせる							
3	(1)	①	カ	(2)	②	エ	(3)	③	イ	(4)	④	ク	
4	①	サ	②	ツ	③	タ	④	キ	⑤	シ			
	⑥	ア	⑦	ス	⑧	オ	⑨	ク	⑩	チ			

Ⅳ	43